



書評 安川寿之輔編著 『日本近代教育と差別』（明
石書店、1998年）

森田， 満夫

(Citation)

研究論叢, 6:68-69

(Issue Date)

1999-11

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCOI)

<https://doi.org/10.24546/81008606>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81008606>



【書評】安川寿之輔編著『日本近代教育と差別』

(明石書店、1998年)

森田満夫*

近代日本教育は、〈教育の機会均等〉の理念を謳う「学制」(1872)に始まった。それは、あらゆる国民階層に開かれた「種類の学校」を用意したとされているが、編著者は、近代日本の教育史研究が、部落差別への視座を欠落させているという重大な欠陥があったのではないかと、画期的な問題提起を行なった。かつて、文部省『学制八十年史』(1954)も日教組国民教育研究所『日本近代教育小史』(1973)をはじめとする教育学研究も見落としていた身分学校・部落学校存在について解明している。

本書は、こうした実態究明をふまえて、「被差別部落の教育の事実の解明を通して、日本の近代教育と近代社会そのものの内実と本質を問いただしていく」(19頁)問題意識によって編まれたという。それは、換言すれば、なぜ近代日本人は、被差別部落民、障害者、女性たちを差別してきたのかという一貫した問いに突き動かされた研究的営為でもある。

そして、その問いに対する本書の主張は明解である。明治維新によって日本の民衆「一般」が解放されなかったからである。つまり、「死は鴻毛よりも軽しと覚悟」(軍人勅諭)し、「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ」(教育勅語)なければならなかったからである。半ば奴隷根性を強要された民衆が誰かを見下し差別し、半ば貴族根性をもって自らの誇りを持つ。それほどまでに疎外され、解放されなかった近代日本人の姿を見出すことができる(19頁、566頁)。つまり、本書は、こうした、歪んだ「近代人」が、いかに戦争責任を自覚することなく、むしろアジア民族に対する大国意識と排外的侮蔑意識さえもってアジア・太平洋戦争に協力していったのかを、以下の目次にあるように通史として描く。

目次構成は以下の通り(章立てのみ)。

序章	日本近代教育と部落差別
第一章	天皇制教学体制と被差別部落 —差別と迫害の教育—
第二章	日本帝国主義と被差別部落 —差別教育に対する告発と糾弾—
第三章	日本帝国主義の危機と被差別部落 —恐慌と「非常時」下の被差別部落 と教育—
第四章	アジア太平洋戦争と同和教育 —戦争とファシズム下の被差別部落—
総括 補論	むすびにかえて

その叙述は700頁を超えるボリュームである。のみならず、先行研究の限界を乗り越えようとする意欲的な問題意識が随所に散見される。

例えば、従来の「一部の『下からの』融和教育実践者の『部落に根ざす教育』への熱意と挺身の事実を再評価する」研究の消極的な方向を問う。むしろそのような個々の教育実践自体も「被差別部落の青少年を侵略戦争に動員する反教育をになった」ものとしてとらえる。その代表的人物である同和教育のトップリーダー、伊東茂光の「崇仁教育」に対する従来の「再評価」について検討する(529-538頁)。さらに、同「崇仁教育」に思想的影響を与えた「大正自由教育」の旗手、長田新の民衆教育論・被差別部落民教育論の内容と性格を分析する。それは、天皇制を自明の前提とし、むしろ「補足」し、「神聖化」する道徳=宗教教育を推進する「芸術教育」の振興を説いたものであった。そしてその実践は、いわば「心の劣れるもの」としての植民地朝鮮人民・アイヌ・被差別部落民を、芸術の力を利用し

* 沖縄国際大学文学部助教授

つつ「教化」したと解明している（266-272頁）。

しかしながら、全体を読了して違和感を感じたこともある。

まずは、本書の方法論にもかかわるが、教育の機会均等原則の評価についてである。編著者等は序章で、民主主義を原理とする近代社会になぜ差別があったのかということの考察にあたって、教育の機会均等原則のアンビバレンス（双価性）を手がかりにしている。

（教育の機会均等）原則の実現を教育における民主主義の前進と評価する一方で、実在する社会経済的不平等や社会的差別が当人の能力の発達を抑制する以上、〈教育の機会均等〉原則をそれ自体として、教育における民主主義の原理とすることはできないと評する（53-56頁）。ここに、民主主義を原理とする近代社会における教育の機会均等原則の本質を捉える。本書により、被差別部落の子どもたちがひとしく教育を受けても重疊的な社会的差別と貧困によって能力の形成が抑圧されていった経緯が、史実として明らかにもされている。たしかに、実相として全国的に、社会的な差別が放置されたままの近代日本の地域社会における〈教育の機会均等〉原則の現実—差別的実態—を発掘した本書の成果は、実証的に数字によって示されている（例えば、572-573頁では、重疊する差別の累積を、就学率格差、出席率格差、成績格差、進学格差に分類して示している）。

一面で、教育の機会均等原則について、筆者にはふと次のようなこともまた、想起されるのである。例えば、戦前の障害児教育の実践者川本宇之介が、教育刷新委員会の審議の中で述べた教育の機会均等原則の教育条理である。つまり彼は、「障害を持った子どもにもその可能性をできるだけ伸ばすように、その発達に必要な教育」を求めた。「能力に応じてひとしく教育を受ける」教育機会均等の原則を一人ひとりの発達（＝障害の程度や種類）の必要にひとしく応じる意として、つまり懇切・丁寧に個性差に応じる中身として解していたのである。人権保障と発達保障主義的な教育条理を生み出した憲法・教育基本法の「教育の機会均等」原則への可能性が戦前の教育にも胎動していたことを感じるエピソードである。

教育機会の量的拡大を、「教育における民主主義を前進させた労働者階級、被差別者集団のたたかひの成果」（53頁）と評価としながらも、なにか違和感を感じたのは、こうした教育的価値創造の可能性への視座を

重視する通史を、筆者が期待して読了したからであろうか。

当然〈教育の機会均等〉原則自体の本質の評価として一面的に民主主義の原理として美化することはさげられなければならない。が、必然的に近現代の歴史を通底する教育実践・教育思想の遺産の何を反省し、継承・発展しなければならないかを問う視座も歴史研究にとって必要ではないだろうか。

かりに民主主義を原理とする近代社会がなぜ差別を存在させたのかと問うなら、教育の機会均等原則の本質に差別を存在させた原因を捉えるというより、（差別を存在させるほどの）未成熟な民主主義を原理とする近代社会が差別を存在させたという同義反復的な言い方になるだろう。戦前、機会均等に与えられた教育が、〈臣民の天皇制国家への義務としての教育〉であり、その下で抑圧・差別的現実のあるなかでも、川本宇之介の抱いた教育条理を生み出すような教育実践も存在したであろう。

こうした傾向が、他の部分でも見られる。例えば、戦争協力者としての伊東茂光の実像に言及するところである。先行研究を乗り越えようとする旺盛な問題意識と被差別部落史研究にアジアへの戦争責任の視座を組み込む客観的な構造分析のシャープさと妥当性については敬服するところがある。

しかしながら、「近代日本社会全体に果たした客観的戦争協力の実像」を描く社会科学的なシャープさが、一人ひとりの子どもたちにとっての教育実践における、固有の価値遺産を紡ぎだそうとする教育実践史研究との共存の可能性を狭めるような主張に、次第になっていくとき（521頁）、教育的価値の可能性を歴史研究のなかに見いだそうとする「当該教育実践史研究」一般に対し、一刀両断に「内在的な分析を欠いた主観的な把握」であるとする厳しい評価（540頁）に違和感が残らざるをえなかった。